

ツェンと

2019

第33号

平成31年1月11日

発行者 南佐久環境衛生組合
編集 組合広報委員会
住所 南佐久郡佐久穂町大字宿岩306番地
TEL 0267-86-7710
印刷所 白田活版株式会社

南佐久環境衛生組合広報紙

【くりーんらんど】

「くりーんらんど」とは南佐久の広域が清潔、豊か、衛生的である思いを込めてネーミングされました。



中部横断道開通によりアクセスが良くなった 八千穂高原スキー場

目次

議会報告	2
汲取業務依頼先	3
平成29年度決算	4～5
平成30年度当初予算	6
衛生センター・下水道事務所からお願い	7～8



新雪の上を歩きながら景色を楽しめるスノーシュー

浄化槽を使用されているみなさんへ!

浄化槽の清掃(汚泥引抜)は定期的に行いましょう!!

★浄化槽管理者(浄化槽の所有者、占有者等)は、原則として年1回の浄化槽の清掃(汚泥引抜)が義務付けられています。(浄化槽法第10条1項)

浄化槽の清掃(汚泥引抜)は、保守点検と並んで浄化槽の機能を常時正常に維持するための大切な手段となります。清掃が遅れると汚泥が過剰に蓄積し、微生物の働きのバランスが崩れ、結果的に悪臭が発生したり放出水質が悪化したりといった環境問題に繋がります。

浄化槽の保守点検業者に清掃をすすめられた場合には、先延ばしせず行うようにしましょう。



汲取業務はどこへ依頼するの?

し尿の汲取、浄化槽の清掃に関するお問い合わせは、下記業者までお願いします。お住まいの地区で指定されています。

川上村・南牧村地区

(株)トーシン

TEL96-2544

佐久穂町(旧八千穂)地区

(有)小海環境サービス TEL92-2188

小海町・南相木村・北相木村地区

(有)小海環境サービス TEL92-2188

佐久穂町(旧佐久町)、佐久市入沢地区

(有)東信環境衛生社 TEL82-3651

佐久市入沢地区以外

佐久浄設工業(有) TEL82-2653

南佐久環境
衛生組合は

小海以南5町村のし尿処理
南佐久郡6町村の新しいごみ処理
佐久市・佐久穂町・小海町の公共下水道

を佐久市と南佐久郡6町村がそれぞれお金を出し合って左記の事業を行っている一部事務組合とよばれる地方公共団体です。そのため市町村と同様に議会があります。

この1年の議会報告

2018年2月14日 ・30年第1回議会定例会

専決処分承認案 2件 《原案承認》

平成29年度下水道事業特別会計補正予算 1件

《原案可決》

平成30年度当初予算 2件 《原案可決》

6ページをご覧ください

2018年4月27日 ・全員協議会

2018年8月8日 ・全員協議会

2018年10月25日 ・30年第2回議会定例会

平成29年度決算認定 2件 《原案認定》

平成29年度資金不足比率報告 4ページをご覧ください

平成29年度繰越明許費繰越計算書報告

平成30年度補正予算 2件 《原案可決》

・全員協議会

わたしたちが審議しています

議長 新津孝徳(小海町)

副議長 高見澤研二(佐久穂町)

総務常任委員会

委員長 菊池与七(南相木村)

副委員長 田中清光(川上村)

委員 新津孝徳(小海町)

委員 由井孝和(川上村)

委員 高見澤正洋(南牧村)

委員 高見澤俊彦(南牧村)

委員 中島巳良(南相木村)

委員 井出法雄(北相木村)

委員 坂本透(北相木村)

委員 高見澤研二(佐久穂町)

委員 島崎規子(佐久穂町)

下水道常任委員会

委員長 出浦修身(佐久穂町)

副委員長 井出幸実(小海町)

委員 市川将(佐久市)

委員 井出薫(小海町)

委員 西部元和(佐久穂町)

議会運営委員会

委員長 市川将(佐久市)

副委員長 井出法雄(北相木村)

委員 菊池与七(南相木村)

委員 田中清光(川上村)

委員 出浦修身(佐久穂町)

理事会

平成30年の春、組合の構成市町村の中には任期満了による市町村長選挙が行われたところもありました。それに伴い、南佐久環境衛生組合の理事会会では、新たに小海町の黒澤弘町長を迎えるとともに、新副組合長に同町長が就任いたしました。

理事 井出高明(北相木村)

理事 中島則保(南相木村)

理事 藤原忠彦(川上村)

理事 柳田清二(佐久市)

副組合長 大村公之助(南牧村)

副組合長 黒澤弘(小海町)

組合長 佐々木勝(佐久穂町)

理事 井出高明(北相木村)

理事 中島則保(南相木村)

理事 藤原忠彦(川上村)

理事 柳田清二(佐久市)

副組合長 大村公之助(南牧村)

副組合長 黒澤弘(小海町)

組合長 佐々木勝(佐久穂町)

H30職員人事異動

3月31日付

派遣町(佐久穂町)へ
事務局長

小宮山昇平

派遣町(佐久穂町)へ
公共下水道事務所係長

渡邊知司郎

4月1日付
佐久穂町から派遣
事務局長

岡部豊一

佐久穂町へ派遣
衛生センター係長
兼公共下水道事務所係長

柏崎今朝幸

佐久穂町から派遣
衛生センター係長
兼公共下水道事務所係長

内藤健文

監査委員

代表

篠原利樹
(小海町)

議会選出

高見澤俊彦
(南牧村)

一般会計の財務書類

南佐久環境衛生組合では、右ページの平成29年度会計決算の状況をみなさんにお知らせするとともに、この度、組合一般会計の財務書類4表を作成いたしました。

平成31年度までは、公共下水道事業特別会計は企業会計に移行する準備期間により、この財務書類の作成は行わないため、一般会計分のみの財務書類となっています。

一般会計は、現在処理施設等大きな施設を保有していませんので、特に大きな固定資産等もなく、新しいごみ処理施設建設のために積み立てた基金が大きな資産となっています。

①貸借対照表 (バランスシート)

資産

一般会計で保有している財産

1. 公共資産

建物 (書庫) 1,017千円

2. 投資など

基金 96,522千円

3. 流動資産

現金預金 871千円

資産 計 98,410千円

負債

将来世代が負担する金額

・借金をしてつくった施設などがいないため、退職金や賞与などへの引当金です

41,064千円

純資産

これまでの世代が負担した金額

57,346千円

負債+純資産 計98,410千円

②資金収支計算書

28年度末資金残高 1,978千円

業務活動収支 △1,107千円

投資活動収支 0千円

28年度末資金残高 871千円

③純資産変動計算書

28年度末純資産残高 59,793千円

純行政コスト △29,424千円

財源調達 26,977千円

29年度末純資産残高 57,346千円

④行政コスト計算書

経常収益

し尿処理手数料 5,704千円

5 町村からの分担金 80,228千円

経常収益 85,932千円

純行政コスト

経常費用

業務費用 113,781千円

人件費 29,893千円

物件費(し尿処理経費など) 83,888千円

移転費用 1,575千円

経常費用 115,356千円

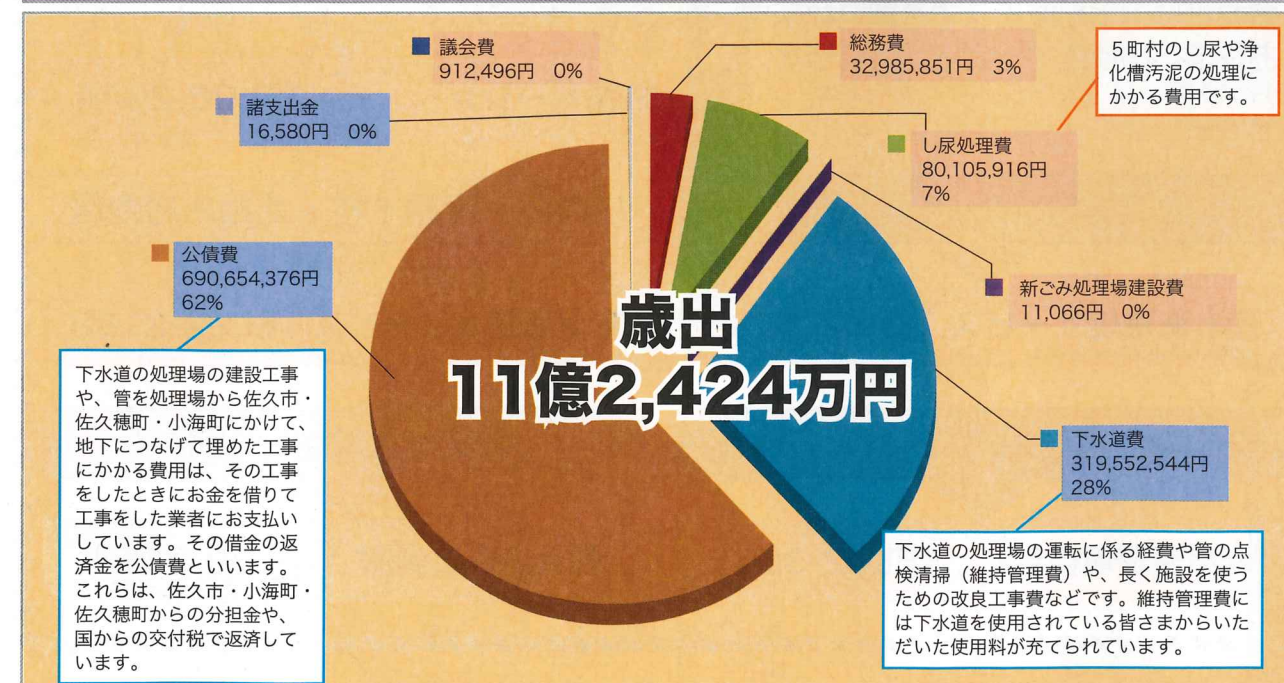
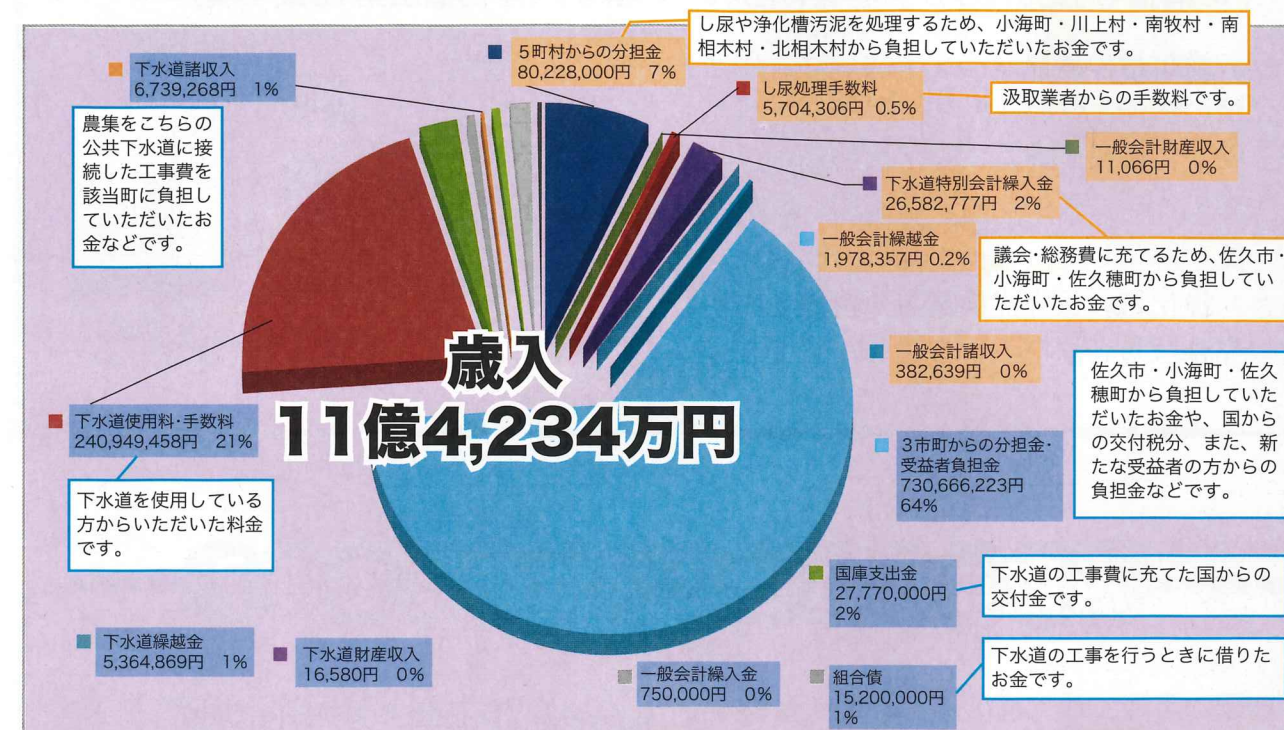
△29,424千円

マイナスは△で表記しています。

平成29年度の決算は

(単位: 円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	114,887,145	114,015,329	871,816
公共下水道事業特別会計	1,027,456,398	1,010,223,500	17,232,898
組合合計	1,142,343,543	1,124,238,829	18,104,714



※なお、公営企業会計に該当する、南佐久環境衛生組合公共下水道事業特別会計は、構成3市町からの分担金(繰入金)によって資金不足が生じなかったため、資金不足比率は該当ありません。

衛生センター・下水道事務所からお願い

食用廃油(天ぷら油等)、調理くずなどは台所などに流さない

フライパンや天ぷらなべを洗うときは廃油を別容器に移し、一度紙などでふき取ってから洗いましょう。

調理くずなどは目の細かい「コーナー」に備えた紙袋などでうけ、流さないようにしましょう。



トイレにトイレットペーパー等以外の異物を捨てないでください

トイレットペーパー以外の異物(掃除後の雑巾、紙おむつ、生理用品、タフシ、その他ビニール製品)などは、下水をつまらせたり、処理場の処理の妨げになりますので絶対に流さないでください。



し尿等汲み取りくちの整理をしましょう

収集作業の支障になるので、汲み取りくちやその周辺に物を置かないなど整理をしましょう。

また、冬期間は汲み取りくちの除雪をお願いします。



浄化槽は正しく使いましょう

- ・排気口及び送気口はふさがないでください。
- ・便器を清掃するときは強い洗剤等を使用しないでください。浄化作用を行っている微生物が死んでしまいます。
- ・浄化槽の機能を低下させるような薬品類(殺虫剤・消毒薬)は使用しないでください。
- ・ばっき方式浄化槽は、機械の運転を絶対に止めないでください。



漏水減免について

宅内での漏水について、その水が排水設備に流入していない(地下漏水等)場合など、一定の基準を満たしているものについて下水道使用料を減免することができます。減免申請は修理後、6か月以内に申請のお手続きが必要となります。詳しくは公共下水道事務所総務係までお問い合わせください。

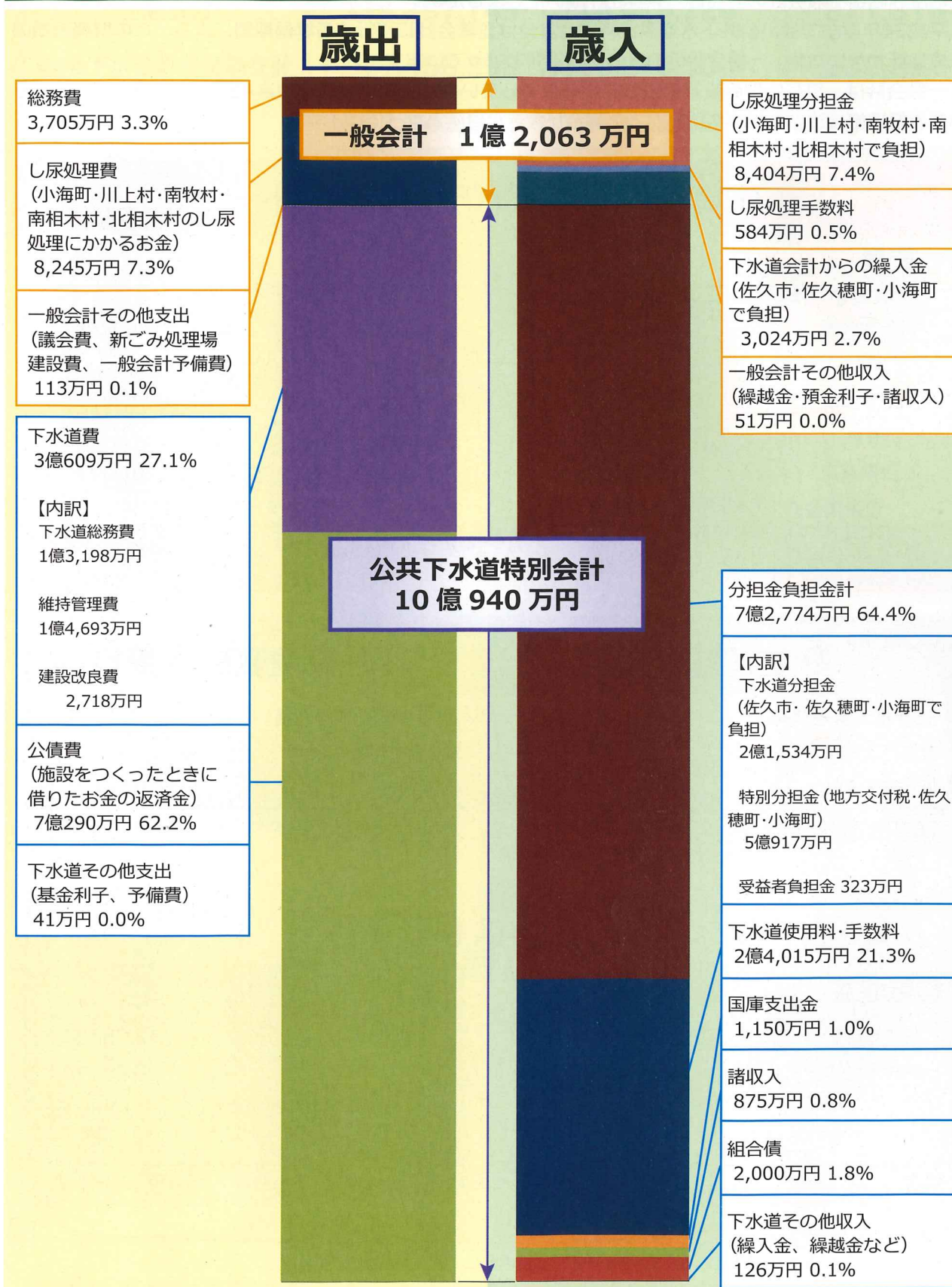
宅内配管の清掃及び点検の勧誘にご注意を!

各ご家庭を突然訪問し、公的機関との関係を匂わせながら宅地内の排水設備の点検・清掃などを有料で勧める業者がありますが、当組合では、宅地内の排水設備などに関して、点検及び清掃などを業者に依頼することはありません。

宅地内の排水設備は個人所有であり、維持管理については所有者の方が行っていただくこととなっていますが、点検や清掃などの必要性については、当組合の指定工事店へのご相談をお勧めします。

平成30年度の予算額

組合全体で11億3,003万円



水洗化のおねがい

豊かな自然をはぐくみ、生命の営みを支える「水」

下水道は、家庭や工場などからの汚水を集め、きれいにするにより生活環境を良くし、また、河川の水質を保全するという重要な役割を担っています。
公共下水道が使用できるようになった区域では、汲取便所は3年以内に水洗トイレに、また、台所・風呂などからの汚水は1年以内に、公共下水道に流すよう義務付けられています。
大切な水を守り、貴重な財産として未来に伝えるためにも、
私たちの生活雑排水をきれいにする下水道への接続をお願いします。

Q. 水洗化をしたいけれどどうすればいいの？

A. まずは、お近くの「指定工事店」へご連絡をお願いします。

指定工事店がわからない場合は、当組合へご連絡ください。

転入・転出・使用者変更をされる方は**ご連絡を！**

●当組合の管理する下水道区域内で、転入・転出・使用者変更をされる場合には、各種お手続きをしていただく必要がありますので、速やかに当方へご連絡いただきますよう、ご協力の程よろしくをお願いします。

料金の**納め忘れ**はありませんか？

●下水道受益者負担金・下水道使用料は、健全な下水道事業を継続的に運営するため、その利益を受ける全ての皆さんが、公平に負担をしていただく必要のある大切な料金です。

納付方法や料金に関する**ご相談は…**

●納付方法や、料金に関するご相談はいつでもお気軽にお問い合わせください。
尚、納付の方法については、便利で安全な口座振替を推奨しています。お手続きは随時受け付けていますので、併せて、よろしくお願いします。

下水道管へ**雨水**を流さないでください！

●雨水は、汚水と一緒に下水道管へ流すことは出来ません。
雨水を汚水ますに接続すると、汚水管が能力不足になり下水があふれる原因となりますので、お止めください。

お問い合わせ先 ●下水道に関する**ご不明な点・ご相談等**ありましたら、

南佐久環境衛生組合公共下水道事務所 {TEL86-7710}

までお問い合わせください。